

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当  
たるとは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 昭和四十七年度モデル・コミュニティ地区の設定

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

昭和四十七年産米穀の政府に売り渡すべき時期

解除予定の保安林にする旨の通知

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地の用途廃止

〃

鶏等の移入を禁止する区域の指定

## 規 則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十八号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「年二・五パーセント」を「年二・五パーセント以内」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月一日から適用する。

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 砂 二 朗

### 鳥取県規則第五十九号

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県輸出振興資金貸付規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十号)の

一部を次のように改正する。

第三条第三項中「年二・五パーセント」を「年二・五パーセント以内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第五百五十七号

コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱(昭和四十六年四月三日付自治行第二十三号自治事務次官通知)に基づき、昭和四十七年度モデル・コミュニティ地区を次のとおり設定したので公表する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 市町村名

米子市

二 地区名

義方コミュニティ

三 設定年月日

昭和四十七年八月七日

鳥取県告示第五百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
河野医院	境港市柴町一三四	昭和四十七年八月一日

鳥取県告示第五百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、六九九号	上田 肇	昭和四十七年七月一日
〃 第一、六九九号	赤松 哲夫	〃

第一、七〇〇号	鷹 貴 森	十日
第一、七〇一号	濱 本 義 一	十三日
鳥国薬第 二六七号	杉 林 道 子	六月十六日
第 二六八号	久 田 高 士	二十九日
鳥国歯第 三〇六号	岸 本 千 秋	七月十二日
第 三〇七号	太 田 隆 子	〃
鳥国医第一、七〇二号	船 越 士 朗	五月二十三日

鳥取県告示第五百六十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十七年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十八年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江一三三四、一三三四の一、一三三五、一三三六(以上二筆国有林)(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、字カレイ谷一三八八の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町犬字青谷字壺栗五四〇二、五四〇三の一、五四〇三の二、五四一三、五四一四、五四一六の一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十三号

昭和四十七年三月二十九日付で東伯郡泊村大字園六百九十番地河田武夫ほか四十四人から申請のあつた東伯郡泊村泊地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第五百六十四号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(今西地区ほ場整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡気高町大字宝木字流田	一一五〇ノ一番地先	四七・三〇	水路敷
気高郡気高町大字宝木字イブクハ	一一二二ノ一番地先	一一・五三	"
気高郡気高町大字宝木字流田	一一五八番地先	三四・九六	"
気高郡気高町大字宝木字流田	一一六二ノ三番地先	一三・一二	"
気高郡気高町大字宝木字流田	一一六二ノ四番地先	"	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ一番地先	九八・四八	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ二番地先	"	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ三番地先	二三・八〇	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ四番地先	"	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ五番地先	一一六・一六	"
気高郡気高町大字宝木字前田	八六三ノ六番地先	二〇・二四	"

先	気高郡気高町大字宝木字瀬戸田九〇一ノ五番地先	四四・八四	"
	気高郡気高町大字宝木字流田一一五八番地先	一一〇・七九	道路敷
	気高郡気高町大字宝木字瀬戸田九〇二ノ一番地先	一六一・〇七	"
	気高郡気高町大字宝木字流田一一六四ノ一番地先	二〇・六四	"
	気高郡気高町大字宝木字瀬戸田九〇二ノ一番地先	九六・三六	"

鳥取県告示第五百六十六号  
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月十一日から用途廃止した。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	米子市富益町字新開式 二二ノ八番地先	面 積 (平方メートル)	用 途
		一三八・四八	道路敷

鳥取県告示第五百六十七号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体

又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十七年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

広島県三原市